

住之江区ケース診断会議運営要領

1 目的

ケース診断会議は保護の決定実施にあたり特に複雑、困難な問題を有するケースについての処遇方針、措置内容について総合的に審査検討し、ケース処遇の充実を図るとともに、生活支援課としての意思の統一を図ることによって、一定の方針を決定しケースの取り扱いの妥当性を確保することを目的とする。

2 対象

会議の対象として取り上げるケースは次のとおりとする。

- (1) 暴力団員及び暴力団員であることが疑われるケース
- (2) 生活保護法第63条適用または、第78条適用の判断をするケース
- (3) 告訴等の判断をするケース
- (4) 資産保有の妥当性について判断をするケース
- (5) その他生活支援課として統一した方針の策定をするケース

3 運営

会議の運営は次のとおりとする。

(1) 構成員

課長、課長代理、査察指導員、担当係長、担当ケースワーカーを中心とするが、必要に応じ関係機関の参加を求めるものとする。

(2) 開催手順

査察指導員、担当ケースワーカーが必要と判断した時は、開催を要請し、課長、課長代理が召集する。

(3) 審査決定方法等

査察指導員が企画主宰者となり、担当ケースワーカーが提案・経過説明のうえ、構成員間で処遇方針・措置等の意見交換及び検討を行い、課長、課長代理は具体的手順を示した上決定する。

(4) 検討資料の提出

開催にあたっては事前に当該ケース担当者は別紙「ケース診断会議記録票」を作成し査察指導員に提出する。

(5) 開催時期

毎週火曜日を定例として開催する。ただし緊急性のある場合は随時開催する。

(6) 記録および管理方法

担当ケースワーカーは診断結果を「ケース診断会議記録票」に記載し、保護記録台帳へ編綴のうえ速やかに決裁を行う。

4 その他

ケースワーカー等はそのケース診断結果を踏まえてその後のケース指導にあたり、課長、課長代理、査察指導員が進行管理する。

附 則

この要領は平成 21 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。